

## 那覇 MICE 受入推進事業

### 企画提案募集要領

本公募は、本市の令和4年度那覇市一般会計補正予算（第3号）の成立を前提とした事前準備行為であり、本企画提案の募集は、令和4年度那覇市一般会計補正予算（第3号）成立後に効力を生じる案件であるため、予算が成立しない場合、事業者選定等は実施しないことがあります。

令和4年9月20日

那覇市 経済観光部 観光課

## 目次

1	業務概要	3
2	見積上限額	3
3	参加資格要件等	4
4	質問及び回答	4
5	参加表明書等の提出について及び参加資格の審査	5
6	企画提案書等の提出について	6
7	企画提案の審査方法及び評価基準等	6
8	失格事項	7
9	審査結果の通知・公表	7
10	契約締結に向けての協議	8
11	契約に関する基本事項	8
12	その他	8
13	特記事項	8
14	問合せ先	9

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

令和4年度 那覇 MICE 受入推進業務

### (2) 業務の目的

本市においては、市内の公共施設（那覇文化芸術劇場なは〜と等）を核とした「都市型 MICE」誘致促進に向け、主催者・利用者共に利用しやすい環境整備を図り、もって地域経済の活性化等を目指しています。

本業務では、本市における強みを活かし、複数施設の連携による開催を含めた参加者の市内宿泊を伴う MICE の誘致を図り、域外需要の取り込みによる本市観光収入の増加ひいては域内事業者の収入増加等に資することを目的とします。

### (3) 業務の内容

別紙「那覇 MICE 受入推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

### (5) 契約締結までの流れ

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出があった者について、参加資格の有無を確認します。

イ 参加資格を有する者より、企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。

ウ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

### (6) スケジュール

公募開始	令和4年9月20日（火）
メール質問受付期間	令和4年9月20日（火）～9月30日（金）正午
メール質問回答	令和4年10月4日（火）午後2時までに
参加表明提出期限	令和4年10月5日（水）午後2時
提案書提出期限	令和4年10月14日（金）午後2時
提案審査及び選定結果通知	令和4年10月中下旬を予定
契約予定日	令和4年10月下旬を予定

## 2 見積上限額

見積上限額は、2,356,000 円（消費税及び地方消費税含む）です。

(1) この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものです。

(2) 採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求めます。

### 3 参加資格要件等

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となっている事業者を除きます。
- (3) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 過去 5 年間に国又は地方公共団体等と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (8) 参加希望は単独に限らず共同企業体でも可とします。
  - ①単独で応募する場合は那覇市内に本店又は支店を有する法人又は団体であること。
  - ②共同企業体で応募する場合は、3 社以内で構成し、共同企業体の代表は那覇市内に本店又は支店を有する法人又は団体であること。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとします。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)~(6)の要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者単位又は全体で(7)の要件を満たす者であること。

### 4 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

- (1) 質問受付期間  
令和 4 年 9 月 20 日（火）から令和 4 年 9 月 30 日（金）正午まで
- (2) 質問方法  
(1) の期間内に質問書（様式第 4 号）を電子メールで提出して下さい。  
提出先 E メール [K-KAN001@city.naha.lg.jp](mailto:K-KAN001@city.naha.lg.jp)  
※メール送信後、観光課（098-862-3276）へメールの到着を確認すること。

※メール件名は「那覇 MICE 受入推進事業に係る質問」とすること。

(3) 回答

回答は、令和4年10月4日(火)午後2時までに那覇市公式ホームページ等にて回答を掲載します。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなします。

5 参加表明書等の提出について及び参加資格の審査

(1) 提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月5日(木)午後2時(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出

ウ 提出先 (宛先)

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 観光課

(2) 提出書類

次の書類を①～⑨の並びで提出してください。

提出書類	留意事項	提出者		
		単 独	共同企業体	
			代表 企業	構成 企業
①プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	※共同企業体で提出する場合は、「名称又は称号」には、「〇〇・〇〇共同企業体」等、共同企業体であることを明記して下さい。	○	○	—
②定款又はそれに代わるもの (写し可)	※写しを提出する場合には「原本と相違ない」旨、社印等押印して下さい。	○	○	○
③市税の完納(滞納がないこと)を証明する書類(写し可) ※新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となっている事業者は、那覇市納税課【または市町村役所納税担当課】で徴収猶予の相談を行ったうえ、下記後位の証明書などを提出してください。 <b>ア. 「徴収猶予許可通知書特の写し」</b> <b>イ. 納税証明書の「市税の滞納のみの証明書(※徴収猶予中の記載が必要)」</b>	※ <u>徴収猶予中の記載のない滞納のみの証明は、新型コロナウイルス感染症の影響によらない滞納とみなし、参加資格がないものとします。</u> ※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限る。	○	○	○
④直近の過去2期分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書など)		○	○	○

⑤登記事項証明書 (写し可)	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限る。	○	○	○
⑥会社概要書(様式第2号)		○	○	○
⑦受託業務実績書 (様式第3号)		○	○	○
⑧共同企業体協定書(様式第5号)	※本業務において共同企業体にて応募する場合があります。	—	○	—
⑨誓約書(様式第6号)		○	○	—

### (3) 参加資格の確認

提出して頂いた書類を基に本公募にかかる参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知(10月6日予定)します。

## 6 企画提案書等の提出について

### (1) 提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月14日(金)午後2時(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出

ウ 提出先 (宛先)

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 観光課

エ 企画提案書の作成方法

【別紙1】企画提案書作成要領をご参照下さい。

### (2) 提出書類

**企画提案書提出届(様式第7号)1部と次の書類を9部(正本1部・副本8部)提出してください。**

ア 企画提案書

イ 企画提案書を補完するため必要な参考資料〔任意〕

ウ 見積書

※上記書類をア・イの並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

## 7 企画提案の審査方法及び評価基準等

### (1) 審査機関

審査は、那覇市職員で構成する選定委員会にて企画提案の審査及び評価を行います。

### (2) 評価項目

【別紙 2】 企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目 をご参照下さい。

(3) 選定方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定します。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関しては公表いたしません。

(4) プレゼンテーション審査について

項目	詳細
日時 会場	令和 4 年 10 月中下旬 会場は那覇市役所本庁舎の会議室を予定 ※ 時間の詳細、会場は 10 月 18 日までにメールでお知らせします。
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とします。</li><li>・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とします。当日の内容変更は一切認めません。</li><li>・設定時間については、1 事業者につき、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答は 20 分以内とします。</li><li>・入室者は 2 名までとします。</li><li>・プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて用意しますので、その他プレゼンテーションに必要な物は持参して下さい。(プロジェクター接続は H D M I 端子のみ。)</li></ul>

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
- (2) 募集要項、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要項に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

## 9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に通知します。
- (2) 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者及び次点者名を当市ホームページにて公表するものとします。
- (3) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとします。

## 10 契約締結に向けての協議

### (1) 企画提案の確定について

- ア 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行いますが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。
- イ 本市との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができます。

### (2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとします。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとします。
- ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」といいます。

### (3) 見積書の徴取について

- ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取します。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととします。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではありません。

## 11 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定により免除することとします。

## 12 その他

- (1) 企画提案は 1 者（共同企業体で事業を提案する場合には 1 共同企業体）につき、1 提案であること。
- (2) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とし、提出していただいた企画提案書は返却いたしません。
- (3) 様式第 1 ～ 7 号に押印は必要ありません。
- (4) 提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき公開する場合がございます。
- (5) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券は発行できません。予めご了承ください。

## 13 特記事項

本公募は、本市の令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）の成立を前提とした事前準備行為であり、本企画提案の募集は、令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）成立後に効力を生じる案件であるため、予算が成立しない場合、事業者選定等は実施しないことがあります。



## 14 問合せ先

那覇市役所 経済観光部 観光課 担当：城間・大田  
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 6F  
電話（直通） 098-862-3276 F A X 098-862-1580  
Eメール K-KAN001@city.naha.lg.jp